

ベトナム：公安省の個人データ影響評価書受付実務の現状

-相次ぐ A05 からの詳細化要請への対応-

アジア & 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2024 年 10 月 23 日号

執筆者:

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

1. 影響評価書受付実務の状況

ベトナムでは、2023 年 7 月 1 日に施行された個人情報保護に関する政令第 13 号（第 13 号/2023/ND-CP、以下「本政令」といいます。）の下、個人データ（従業員の個人データを含みます。）を収集する全ての事業者がデータ処理影響評価を実施し関連書類を公安省の管轄部署である A05 に提出する義務を負い、個人データを国外移転する全ての事業者がデータ移転影響評価を実施し関連書類を A05 に提出する義務を負います。これらの義務にはリスクの程度やデータ主体の属性・人数等による適用対象の限定は存在しないため、理屈としては、ベトナムで従業員を雇用している全ての事業者がこれらの義務を負うことになります。

このデータ処理・移転影響評価及び関連書類の公安省への提出は、法定書式の記入方法が分かりにくく、多数の添付書類を全てベトナム語で準備して提出する必要があることから、事業者にとって大きな負担となっています。

また、事業者サイドだけでなく、多数の事業者から大量の書類を受領して確認する必要がある A05 の担当者にも大きな負担がかかっているようです。理屈としてはベトナム国内の全ての事業者から提出される大量の書類を、A05 というけしてヒューマンリソースが豊かではない部署のみで確認する必要があるので、負担がかかるのは当然だと言えます。

ベトナム同様にデータ移転影響評価の実施義務・当局報告義務を導入した中国では、全ての書類を当局が確認するのは当局のヒューマンリソースが足りず現実的ではないこと等が認知されたため、下位規則によって当該義務が緩和され、人数要件等の一定要件を満たした事業者のみが当局報告義務を負う建付が導入されました。ベトナムにおいてもそのような義務緩和の動きを期待して、施行当初は様子見をして影響評価書を提出しない事業者も多く存在しましたが、現時点でもそのような動きは見られません。それどころか、**日本に所在する事業者が A05 に対してデータ漏洩報告をした際に影響評価書の提出を求められたり、本政令の罰則を定める政令の最新草案が 2024 年 5 月に公表されたりする等して、影響評価書を提出していない状態を長く続けると今後罰則リスクの発生が見込まれるようになってきました。**そのため、2024 年に入ってから徐々に評価書を提出する事業者が増えてきており、A05 の受付実務に負担をかけてきたようです。

そのような背景から、今年の夏時点で A05 には未確認の評価書のバックログが大量に滞留していたようであり、具体的には、未だ昨年に提出された評価書を確認している状況だったようです。

2. A05 による詳細化要請

上記のような状況の下、今年の 9 月頃から、A05 が、影響評価書を提出済みの事業者に対して内容の詳細化等を求めるレターを送付する事例が相次いでいます。当該レターは、各社によって要請の内容に若干の違いはあるものの、要請の内容は類似しており、抽象的、一般的かつ不明確で、既に対応済みの事項に対する要請や非現実的な要請を含んでいることもあります。

例えば、従業員の個人データを人事目的で処理しているだけのメーカーが提出した評価書であっても、サービスユーザーの個人データを収集するオンラインサービス事業者等に出した要請を使い回しているのか、サービス内容の詳細な説明や、個人データ処理による経済的影響、社会的影響、法的システムに与える影響等の詳細な記載が求められていることがあります。また、既に処理者等の情報を一定程度記入している評価書についても、処理者・第三者に関する詳細な記載や添付書類の提出が求められていることがあります。

このように、A05 による当該要請は、各社が提出した影響評価書の内容を個別に精査することなく、ある程度一律に送付されていることが伺われるものになっています。その背景は不明ですが、上記 1 で述べた背景から考えると、あまりにバックログが滞留するとベトナム当局内部で問題になり得るため、抽象的・一般的な詳細化要請で何らかの反応をすることで、提出者側にボールを持たせたい（確認が出来ていないのは詳細に記載していない事業者が悪いのだという姿勢を採りたい）ののかもしれません。

上記から、既に影響評価書を提出済みの事業者の多くが A05 による詳細化要請を受ける可能性が高いと思われます（受けなかったとすれば、早期に影響評価書を提出したため公安省の内部プロセスとして既に確認完了済みである等の事情がある場合等かと思われます）。また、今後初めて影響評価書を提出する事業者は、提出段階で同じような指摘を受けそもそも受領を拒絶される可能性があるため（A05 としては一度受領してしまいバックログになるより提出段階で拒絶できる方が便宜であるため）、留意が必要です。

3. 対応方針

まず、まだ影響評価書を未提出の事業者については、なるべく早期に作成・提出することが望ましいと考えられます。施行から 1 年数ヶ月が経っても A05 は評価書の提出を求める姿勢を変えていないため、全く何も提出していない状態が長く継続すると、万一データ漏洩等の事態が発生した場合に、本政令を完全に無視していたとして、罰則リスクを発生させる原因になり得ると思われるからです。

次に、既に影響評価書を提出済みで A05 から詳細化を要請するレターを受領している事業者については、基本的には、A05 の要請に従って影響評価書を修正して再提出することが望ましいと考えられます。

ただ、他方、既に影響評価書を一度提出している事業者については、一度提出を完了していることで、本政令を遵守する姿勢を最低限示していると言えます。また、上記 2 で述べたとおり、詳細化を求めるレターは多数の事業者に対して送付されていると思われるため、それ自体が罰則等の原因となることは考え難いと思われます。そのため、再提出を非常に急ぐまでの必要はなく、現実的に可能な範囲・速度で指示に対応すれば足りると思われます。

ただし、**A5 の詳細化要請全てに完璧に対応するのは不可能と言わざるを得ず、どのように対応したとしても、再度の修正要請を受ける可能性は否定できないことに留意が必要です。**

そのそもその原因は、影響評価書の法定書式の出来が非常に悪く、何をどう記載すれば良いか不明確（そもそも「何が完璧か」を示す指針等が全て A05 の裁量で決定されそれが自由に変更可能）で、かつ、全ての要請に可能な限り詳細に対応しようと思うと事業者の負担が大きすぎる、という点にあります。

例えば、法定書式に完璧に従うと、従業員の個人データの人事目的の処理についても、個人データ処理による経済的影響、社会的影響、法的システムに与える影響等について記載する必要があることは確かです。もっとも、従業員の個人データを人事目的で処理することについて、このような影響があるとは考え難いため、単に影響なしとして記載する事例が多いのではないかと思います。また、個人データを共有する処理者・第三者について、法定書式ではデータ保護責任者等に関する詳細情報の記載や選任書等の社内書類の添付が求められていることは確かですが、処理者・第三者は他社であり、他社にそれらの情報・資料の提供を拒絶された場合、記載・提出は不可能です。今回の A05 の詳細化要請は、そのような完璧な対応が非現実的な記載事項について「法定書式にもっと完璧かつ忠実に対応せよ」という要請を含んでいるため、多くの事業者が対応に苦慮しています。

上記のとおり対応に苦慮される事業者が多いため、先日当事務所のベトナム人弁護士が A05 の担当者と非公式に面談し、どのように評価書を詳細化すれば良いか、現時点で当該担当者が考えている内容を口頭で聞き取りました。そのため、当事務所では、ご依頼をいただいた場合、当該ヒアリング内容に基づく詳細化をご提案していますが、当該担当者の意見でさえ不明確又は非現実的なものを含んでいます。例えば、当該担当者からは、従業員の個人データを人事目的で処理することによる経済的利益やそれを保護するための措置に要するコストを数字で試算してはどうか等という示唆があったようですが、そのような分析・記載は非現実的だと思います。費用を払って外部専門家を起用して試みてみることはできるかもしれませんが、そのような何の意味もない分析のために費用を負担したい事業者はいないでしょう。また、そもそも当該担当者の意見は口頭で聞き取った非公式なものであるため、何の拘束力もなく、いつでも変わり得ます。

上記から、「完璧な対応」というものは不可能であり、**事業者サイドとして採り得るのは、一先ず何らかの影響評価書を早期に A05 に提出して最低限本政令を遵守していることを示した上で、A05 に何か指示をされたらその都度現実的に可能な範囲・速度で対応する（対応できないものはその旨の理由説明等を記載した上で一先ず再提出して A05 の反応を見る）、という方針しかない**ように思われます。非常に不合理な手続きですが、本政令及び法定書式が改正されない限り、ベトナムという国でビジネスをする以上避けようがない負担として認知いただくしかないように思われます。

なお、影響評価書の作成・修正については、当事務所のような外部アドバイザーに依頼すると対応はできませんが、全てを外部アドバイザーに任せていると、修正・再提出の都度外部アドバイザーの起用が必要となり費用が発生してしまいます。そもそも、**本政令上、影響評価書は一度提出して終わりというわけではなく、内容に変更がある都度、修正・再提出が必要だとされています。そのため、公安省の要請がなくとも、定期的に内容を見直して最新の状況を反映させ再提出することが必要**となります。そのような定期的な内部見直し・改訂作業を効率的に実施することも考えると、影響評価書の修正については、主体的に対応可能なローカル人材の育成・雇用や日本本社からのサポート等によって、可能な限り自社内部で実施可能な体制を整備

していくことが望ましいと思われます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com